

## 平成30年4月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成30年4月4日（水）
- 2 場 所 市役所南別館3階委員会室
- 3 開始時間 午後1時55分
- 4 終了時間 午後4時10分

### 5 出席者

児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、濱田委員、岡村委員

その他の出席者

栗山教育部長、江藤教育総務課長、大塔教育総務課主事、前村学校教育課長、新宮生涯学習課長、鳥取生涯学習課副主幹、武田文化財課長、後藤美術館長、黒木高城地域振興課長、西山高城地域振興課副課長、岡田教育総務課副課長、清水教育総務課主幹、平田教育総務課主査

### 6 会議録署名委員

赤松委員、中原委員

### 7 開 会

#### ○児玉教育長

ただいまより、4月定例教育委員会を開催します。よろしくお願いいたします。

本日は新体制初の教育委員会ですので、本日はまず、岡村委員にご挨拶をいただきまして、その後に進めていきたいと思っております。

なお、本日の終了後には、歓送迎会が予定されておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議事についてですけれども、確認をいたします。報告が27件、議案が2件でございますが、追加報告が1件ございます。

では、岡村委員、ごあいさつをよろしくお願いいたします。

#### ○岡村委員

皆さん、こんにちは。

4月1日に教育委員を拝命いたしました岡村夫佐と言います。よろしくお願いいたします。今現在、宮崎市の適応指導教室というところに囑託で勤めさせていただいておまして、不適応になった子どもさん、それから不登校になった子どもさんの相手をしながら、一緒に勉強してまいりました期間が2年間ありました。今度は、このような立場に立たせていただき、本当にありがたいと思う反面、私で十分大丈夫なのかという不安がいっぱいです。ですから一生懸命勉強していかなければいけないと思っておりますので、ご指導していただければありがたいです。どうぞよろしくお願いいたします。

### 8 会議録署名委員の指名

#### ○児玉教育長

では、本日の会議録の署名委員につきまして、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、中原委員をお願いいたします。

### 9 教育長報告

#### ○児玉教育長

それでは、初めに、教育長からの報告をさせていただきます。

報告といたしましては、まずは、新しく校長先生になった方々の人数でございます。先ほどの学校教育課

の話にもありますが、55校、この55校というのは、今休校している御池を含んでおります。この55校のうち、新しく今度校長先生になられる方が19名いらっしゃいます。ここ数年間にはなかった出来事でございます。学校も新しく生まれ変わるところが大きなポイントではないかなと思っております。

なお、校長会会長には、昨日決まりましたが、明道小学校の北村校長先生がご就任されたようでございます。また、校長会とも手を取り合っていきたいと思っております。

では、生徒指導の状況について、ご説明をいたします。

非行等問題行動が2月中でございます。3月中の集計はまだでございます。中学校で1件万引きが発生しております。

不登校傾向でございますけれども、昨年の4月から2月までのトータルでございます。小学校26名、中学校151名、なかなか減りませんが、その中でも、30日以上欠席をしている児童・生徒につきましては、小学校17名、中学校129名となっております。しかしながら、2月の新規の不登校生が小学校1名、中学校ゼロということで、いい傾向も見えてきているところでございます。今後、新たな不登校生を作らないようにしていくことが肝心かなと思っております。

いじめに関することにつきましては、ここに上げてありますように、アンケート等を実施しておりまして、アンケートでは教育相談等通じて、小学校156件、中学校1件のいじめの認知があります。4月から2月のいじめ認知件数とその解消数でございますが、小学校は2,121件、うち解消したというものが1,862件、中学校が123件、うち解決したものが103件となっております。今も継続で指導しているものもあるということでございます。これは年をまたいでしまうということでございますが、しっかりとするように指導をしているところでございます。

交通事故等の軽微なものでございますが、小学校1件、中学校3件起こっておりますし、不審者声かけ事案は、小学校2件、一時期大変多かったのですが、平年並みになってまいりました。

その他、学級がうまく機能していない学校としましては、小学校が1校、まだ連続で上がってきております。

そして、都城市いじめ防止基本方針の改定につきましては、本委員の先生方をはじめ、ご協力いただきまして策定することができました。ありがとうございました。

報告は以上でございます。

## 10 議 事

### 【報告第25号～第26号、議案第2号】

#### ○児玉教育長

それでは、報告第25号、第26号並びに議案第2号につきまして、高城地域振興課長にご説明をよろしくお願いいたします。

#### ○高城地域振興課長

高城地域振興課の黒木でございます。

報告第25号 臨時代理した事務の報告及び承認について、幼稚園園長、副園長の任命及び発令について、ご説明申し上げます。

都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり、臨時代理しましたので、同条の規定に基づき報告し、その承認を求めるものでございます。

裏面の臨時代理書をご覧ください。

市内には、高城地区のみに公立幼稚園があり、5歳児を対象とした教育を行っております。幼稚園は小学校に併設され、校長が園長を、教頭が副園長を兼ねております。

次に、報告第26号 臨時代理した事務の報告及び承認について、都城市高城郷土資料館運営委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり臨時代理しましたので、同条の規定に基づき報告し、その承認を求めるものでございます。

裏面の臨時代理書をご覧ください。

高城郷土資料館運営委員会の委員の任期は、平成28年9月1日から平成30年8月31日までの2年間となっていますが、委員である田ノ上哲氏が高城郷土資料館副館長に就任したことに伴い、委員を退任されましたので、廣池洋三氏を運営委員に委嘱するものでございます。

廣池氏は、平成29年3月に市役所を退職されまして、平成29年4月から1年間、高城郷土資料館副館長として勤務されていましたが、今回、退任されましたので、運営委員をお願いしたところであります。なお、任期は、都城市高城郷土資料館条例第12条第4項の規定により、田ノ上氏の任期の在任期間平成30年8月31日までとなります。

次に、議案第2号 都城市高城郷土資料館こどもの日企画「北郷忠相公鎧兜の着用体験」の開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

議案並びに平成30年4月4日提出という記載が漏れておりましたので、申し訳ありませんがご記入をお願いします。

裏面の議案第2号関係資料をご覧ください。

北郷忠相公にまつわる鎧兜の試着を通して、北郷忠相公の理解を深めるとともに郷土資料館の利用促進の一環として実施するものでございます。日程は、平成30年5月3日から5日まで、場所は、都城市高城郷土資料館1階フロア、対象者は5歳から小学校3年生の児童、試着費用及び入館料を無料とし、小学生及び中学生の入館料を100円免除するものでございます。

なお、小学生未満については無料になっております。試着の使用時間は10分程度です。

以上で、報告第25号、第26号、議案第2号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○児玉教育長

ありがとうございました。

では、報告第25号、第26号、議案第2号につきまして、何か委員のほうからありますでしょうか。

○濱田委員

ご説明ありがとうございました。

鎧兜のイベントの件ですけれども、大体参加者を何名ぐらい見込んでいらっしゃいますか。

○高城地域振興課副課長

昨年度は、人数が3日間で222名の入館者がありました。鎧兜の試着は116人でした。

昨年度と同人数の116人ぐらいで試着することを想定しております。

○濱田委員

昨年の開催の時に今後の改善点とかはありませんでしたか。もしあれば、そうしたことを本年度にどう活かされたでしょうか。

○高城地域振興課副課長

鎧兜試着については、昨年のうちは2体でやったところなのですが、結構、1体に大体10分ほどかかるので、どうしても待ち時間が出てくるので、今年は3体でやろうと考えております。

○赤松委員

この取り組みそのものによって、地域の子どもたちが歴史的なことに触れる機会になりますし、郷土を大切にするような気持ちを高めることにつながるのと、とてもいい取り組みだと思って、内容を読ませていただきました。これは昨年からおっしゃいましたけれども、いつから始められたのですか。もっと前からずっと行われていることなのですか。

○高城地域振興課副課長

平成25年度からやっておりますけれども、その以前もやっていると思うのですけれども、一応、平成25年度からの記録は残っております。その時は、入館者123人、鎧兜試着33人だったので、その時は、鎧兜が1体しか使っていなかったものですから、あとは、公民館から借りまして、昨年度は2体でやりました。もう1体借りて、今度は鎧兜3体を借りて行うことを考えております。

○赤松委員

忠相公にまつわる鎧兜の写真は、レプリカが3体もあるということですか。

○高城地域振興課副課長

これは郷土資料館にあるのは1体です。これとは別に、公民館が持っている鎧兜があるものですから。これは試着してもらうのが1体あります。あとの2体は公民館から。これも試着できるのですが、これ1体しかないものから。

○赤松委員

レプリカを沢山作っていらっしゃるのかなと思って。

○高城地域振興課副課長

1体だけです。

○赤松委員

ほかの兜も忠相公にまつわる、お使いになったものですか。

○高城地域振興課副課長

鎧兜が公民館のほうで所持しているものがあります。

○赤松委員

それは、これが忠相公のレプリカだよとか、きちんと説明しながら試着していただく。いいことだと思います。応援したいなと思います。

○児玉教育長

ほかにはありませんでしょうか。

○濱田委員

報告第25号なのですが、小学校の校長先生が幼稚園の園長さんを務めるというのは、両方がすぐ近くに接しているわけですか。仕事量として、2つの教育機関を見れるということはすごくいいことだと思います。仕事量として特に負担が非常に多くなることはないのでしょうか。

○高城地域振興課副課長

通常は幼稚園には市の職員の主任の方がいらっしゃって、ほとんど、事務的なものはされるので、園長さんには主任が報告しまして、ただ、運動会にしても、小学校と幼稚園が同時に一緒にやるものから、幼小一緒の運動会、有水におきましては、幼小中一貫の運動会を行ってまして、極端に事務量が增えるということはございません。

○児玉教育長

ほかにはありませんでしょうか。

それでは、報告第25号、第26号を承認いたしまして、議案第2号を決定いたします。ありがとうございました。

#### 【報告第19号、第20号】

○児玉教育長

それでは、報告第19号、第20号につきまして、文化財課課長にお願いいたします。

○文化財課課長

今回は、2件の報告をいたします。

1件目は、報告第19号 平成30年度企画展「まじないといのり」開催要項の制定についてございま

す。平成30年度歴史資料館第1回目の企画展といたしまして、今月の27日金曜日から9月2日日曜日まで、「まじないといのり」と題しまして、都城歴史資料館企画展示室での展示を予定しております。

この企画展は、平成22年度より実施しております埋蔵文化財保存活用整備事業を活用し、平成23年度から資料館で実施しております。要項の1の開催趣旨にございますように、都城の未来を担う子どもたちに郷土の歴史に興味を持ってもらうために、都城から出土したまじないやいのりに関する資料を中心に、展示を組み立てております。展示内容につきましては、要項の4、展示内容にあるとおりでございます。

また、展示に係る関連事業といたしまして、夏、今、7月下旬から8月上旬を考えておりますが、体験学習「むかしむかしの暮らし体験」を予定しております。

以上のような内容の企画展を行うための開催要項を制定するものでございます。

2件目は、報告第20号 平成30年度春季体験学習「いざ春の陣 武士になって城跡探検」開催要項の制定についてでございます。

今回、4回目の開催となりますイベントで、氏名の由来となりました都城跡を子どもたちに楽しく探検してもらい、郷土の歴史を知ってもらおうという企画のための開催要項を制定するものでございます。毎年4月下旬に行っておりましたが、今年度は28日に図書館の開館イベントが開催されると聞いておりますので、5月12日土曜日に行うことにいたしました。

具体的には、要項の裏に地図が、探検コースという地図とタイムスケジュールが書いてありますが、まず、大手門のほうで、ちょっとこれは大人用なのですけれども、ザルで作りました兜と厚紙なのですけれども作りました鎧を子どもたちに着せまして、まず、大手門から空堀を通過して、狭野神社に上がってもらって、資料館にある本丸に行くというコースが、1年生から4年生までのコースです。それから、3年生以上は、西側に広がります都城跡の廓があるのですけれども、こちらのほうを探検していく。クイズ等も交えまして、クイズに正解しますとこういう刀がゲットできると。これは中身が新聞紙で叩いてもいたくないようにしてあります。飛礫（つぶて）投げということで、こういう中に新聞をぷちぷちで包んであって、これを的に当てる。的には紙風船が貼ってあります。それを割ったらいいというゲーム形式の飛礫投げもでございます。

最後、武将と対決ということで、武将にはこう紙風船を3つ付けて、子どもたちには1個兜の上に付けまして、割れたら終わりということで、そういうルールで対決をしてもらっております。最後、本丸で大將から記念品をもらうというコースで、毎年開催しています。

1年生から4年生は定員が20名で、小学3年生以上が30名ということで、午前、午後の2回、計100名の子どもたちと、3年生以上については保護者も一緒に付いてきてもらってもかまいませんということで、参加をさせていただいております。

以上2件の報告をいたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○児玉教育長

ありがとうございました。

報告第19号と第20号につきまして、ご意見、質問等ありましたらよろしくお願い致します。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。2点ございまして、1点は、企画展の「まじないといのり」の期間が長い中に、資料館等でいろいろとイベントがあるのですが、関連づけてどっちも行って楽しんでくださいというような方は、最初の短いほうが入場料無料となるのか、そういうことはなかったのでしょうか。

○文化財課課長

このイベントに参加していただいた方々については、当日、資料館入館料無料ということで、自由に入っております。ほとんどの方が入っていかれますので、中のほうには、解説をしていただく人たちがいらっしゃいますので、そちらのほうで対応していただいております。

○中原委員

ありがとうございます。

確か、資料館のコースの中で、危険箇所があったのも修復は終わったのですか。門柱でしたか。何か門のところが。

○文化財課課長

今年度、試掘調査をやる中でコースにつきましては、てすりが確かぐらぐらになるので持つと危ないといったことかと思うのですが、それにつきましては撤収しまして、階段状にしてより安全に降りられるようにしております。

○中原委員

素敵な鎧を着て回るので、どんな動きをするか、気持ちが武将として高まって、色々なことが想像できるので、そういったこともしっかりとよろしく願いいたします。

○文化財課課長

一応、隊列の中に職員が先頭、中に一人、後方に一人ということで、3人は付くようにしておりますので、安全に対しては十分配慮をしております。

○濱田委員

イベント保険といますか、入っているのでしょうか。

○文化財課課長

特別には入っておりません。

○濱田委員

もしもこの開催中に探検をしている時に、足が滑って骨折したりとかの補償は何かあるのですか。

○文化財課課長

市役所全体で、こういうイベント保険というのに入っているということです。特別にこれだけに入るといったことはないです。

○児玉教育長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第19号と第20号を承認いたします。

#### 【報告第23号、第24号】

○児玉教育長

それでは、報告第23号と第24号を美術館の後藤館長にお願いいたします。

○美術館長

まず、報告の第23号 臨時代理した事務の報告及び承認についてでございます。

都城市立美術館作品収集委員会の委嘱についてです。

美術館では、作品の購入及び寄贈等の申し出があった場合に、都城市立美術館としての収蔵にふさわしいかどうかの審査、評価額等の審査を外部の委員の先生方にお願いしております。任期が2年でございまして、今年度が切り替えの時期になっております。前回の委員の先生方3名の方に引き続きお願いしております。

まず、前福岡アジア美術館の顧問で、現在は福岡市の文化行政アドバイザーをされております安永幸一先生、それから、元宮崎県立美術館の顧問の土屋公雄先生、宮崎大学教育学部教授で石川千佳子先生、この3名の方に引き続き収集委員をお願いするものです。任期は、今年度4月1日から平成32年3月31日までの2年間となっております。

続きまして、報告第24号 平成30年度市立美術館の行事予定についてです。今、お配りしましたカレンダーがわかりやすいと思っておりますので、こちらで説明を申し上げます。

現在、「あたらしい物語のはじまり 2018」ということで、3月13日から既に展示を開始しております。これが5月6日までで、新聞等でも紹介されました柳田先生からご寄贈いただきました「姫街道」の金屏風も現在、展示をしております。これに合わせまして、姫街道のものと作品というか、益田玉城が帝展に出品

して、その作品が入選したことによって、帝展の無鑑査になったという同じ題材の作品が、これは額装されているものなのですが、それがありますので、そちらも合わせて展示をしております。並べて観ていただくと、同じところ、違うところが見てとれて面白いかなと思っております。こちらが5月6日までとなっております。

次に、5月22日から7月1日の会期で、「明治に生きた画家たち～維新を越えて～」ということで、明治期に活躍した都城出身の画家を中心に、山内多門や益田玉城、大野重幸等の作品を展示いたします。

それが終わりましたら、今度は夏休み企画ということで、7月18日から8月19日、〈入門〉アートの疑問「きみの名は？」という題で展示を行います。作品の名前に由来するようなものを集めて、展示をしたいと思っております。黄色いワンピースの女性の絵が挿絵でついておりますが、こちらは昨年フジテレビのアンビリーバボーで紹介され、全国的にも有名になりました中澤弘光という方の「静聴」という作品です。現在でも時々問い合わせがありまして、先週も久留米の方から「展示していますか」という問い合わせが入りまして、「特に今はしていないので、夏休みに出しますので、その頃またお問い合わせください」というような回答をしたところでした。これに合わせまして、夏休み期間中ですので、子ども向けのワークシートに伴って、クイズを解きながら作品の鑑賞をするというワークシートの配布とか、六月灯に合わせて、灯籠絵を描くワークショップなども企画準備しているところです。

続きまして、9月15日から9月30日は第65回の市美展となっております。第60回展から要項の見直しを行いまして、旧の絵画、書道、写真、工芸と4部門だったものを、大きなくりに変えまして、細かくくりはしない、何でも出せるような展示ということで、実施をして5年目になっているところです。毎回300から350点程度の出品がございます。

続きまして、今年度の特別企画展なのですが、平山郁夫展ということで、「よみがえるシルクロード」という展覧会を10月20日から12月2日の会期で準備をしているところです。平山郁夫は、東京藝大の学長を二期務めるなど、日本を代表する日本画家の一人で、かなり著名な作家ですので、多くの入館者を見込めるのではないかなと思っております。平山郁夫の作品に合わせまして、平山郁夫が取り組んでおりました文化財の保護活動等についても、併せて紹介していきたいと思っております。

続きまして、年が明けまして1月5日から3月3日まで「つなぐ 美術と教育」と題しまして、こちらは収蔵作品展なのですが、美術教育等をテーマにした展示を考えております。まだ、詳細についてはまだこれからなのですが、3月19日から過去2年ぐらいの間に収蔵した新しい作品を中心にした展覧会を3月19日から予定しております。この予定表の色のついていないカレンダーの白いところにつきましては、展示替え及び館内の清掃に伴う臨時の休館ということになります。以上です。

○児玉教育長

ありがとうございました。今の報告第23号、第24号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。(質疑なし)

それでは、報告第23号、第24号を承認いたします。

【報告第16号～第18号、第21号、第22号、27号】

○児玉教育長

それでは、報告第16号～第18号、第21号、第22号、第27号を生涯学習課課長によろしくお願ひします。

○生涯学習課課長

それでは、報告第16号 臨時代理した事務の報告及び承認についてご説明申し上げます。

本件は、平成30年度放課後子ども教室の指導をお願いしておりますコーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーターの委嘱について臨時代理いたしましたので、ご報告し、承認を求めるものでございます。

本年度は、市内8ヶ所、9教室で、放課後子ども教室を開設するもので、別紙のとおり、コーディネータ

ー4名、教育活動推進員7名、教育活動サポーター20名の合計31名の委嘱をしたところでございます。このうち、コーディネーター2名、教育活動サポーター4名が新任で、他の25名は再任となっております。任期は、平成31年3月31日までとなっております。報告第16号は以上でございます。

続きまして、報告第17号 平成30年度都城市子どもフェスティバル開催要項の制定についてご説明いたします。

子どもフェスティバルとは、子ども実行委員が中心となって、自ら企画・運営する子どもたちのための祭典でございまして、本年度は10月14日、第三日曜日の家庭の日に開催する予定としております。市内の小学校を対象とした入場料無料のイベントでして、また、アトラクションによっては整理券を求めて、行列ができるほどの人気でございまして、毎年多くの親子連れで賑わっております。資料にありますとおり、昨年度は高専や商業高校、南九州大学の学生やおもちゃ病院などのご協力もいただきまして、約3千人の来場者がございました。今回の会場につきましては、部屋の確保とか、それから駐車場の広さなど、効率的な利用が可能と思われます中央公民館などを予定しております。

また、子ども実行委員につきましては、各小学校の5、6年生を対象に公募いたしまして、ジュニアリーダークラブたんぼのメンバーほか、大人実行委員にサポート等をいただきながら、6月から実行委員会を開催し、準備を進めてまいりたいと思っております。報告第17号については以上でございます。

続きまして、報告第18号 臨時代理した事務の報告及び承認についてご説明申し上げます。

本件は、別紙にありますとおり、社会教育指導員1名、青少年育成指導員の1名の2名について、臨時代理いたしましたのでご報告し、承認を求めるものでございます。本年度も社会教育指導員を生涯学習課に4名、各総合支所地域振興課に1名ずつ、計4名を配置するものでございます。

なお、生涯学習課の4名のうち1名は新規、また、各総合支所地域振興課のうち高城と高崎の2名は新規となっております。また、総合福祉会館内の勤労青少年ホームに配置する青少年育成指導員1名も新規となっております。任期は、平成31年3月31日までとなっております。以上が報告第18号でございます。

続きまして、報告第21号 新図書館オープニングイベントについてご説明いたします。

新図書館は、今月28日、中心市街地中核施設とともに開館します。新図書館のオープニングイベントとしては、一つ目として、新図書館オープン前イベント、もう一つとして、中心市街地中核施設開館記念イベントに分けられます。

まず、一つ目の新図書館オープン前イベントですが、4月8日の日曜日と9日の月曜日の2日間、合計6回の内覧会を実施する予定でございます。見学時間は約2時間で、既に募集は締め切りしましたけれども、97名の応募があったと報告を受けております。

次に、図書館カードの事前登録会を4月10日火曜日から20日金曜日に行います。時間は10時から15時でございます。貸し出しに必要な図書館カードを持っていらっしゃる方用の事前登録会でございます。開館日の28日に登録申請が集中しないように行うものでございます。事前に、暮らしの情報3月15日号と広報都城4月号に掲載をし、募集をしているところでございます。

次に、写真撮影講座のイベントを開催いたします。4月14日土曜日の9時半から16時の予定でございまして、プロの写真家やデザイナーなどとともに、オープン前の新図書館とまちなか写真集を作る体験型イベントとして予定をしております。暮らしの情報3月15日号で参加募集をしております。今のところ17名の応募があったと報告を受けております。

以上がオープン前の3つのイベントでございます。

それでは、もう一つの開館記念イベントについてご説明申し上げます。

まず、開館記念式典が4月28日、土曜日の10時から行われます。場所は、新図書館正面玄関周辺の予定でございまして、教育委員の皆様にもご招待をこれからお送りするところでございます。

次に、基調講演として、パネルディスカッションを同日の10時50分から隣にありますウエルネス交流プラザで行います。このほかに、新図書館監督のイベントとして、以下のものがございます。



まず、「みやこのじょう つながり発酵展」と題しまして、4月28日から5月27日日曜日までの約1ヶ月間、焼酎や味噌、醤油など発酵食に関する展示を行います。また、映画上映も予定しておりまして、新図書館の1階のスペースを予定しておりまして、「森開き」、それから「よみがえりのレシピ」の2作品を上映する予定でございます。定員は50人で、先着順としているところでございます。

また、4月30日、17時から19時には、作家の塩野米松さんの講演会、また、同じ日時で、こどものにわ主催、榎田拓哉さんのトークイベントも行う予定でして、ともに定員100人の先着順としております。

以上が、図書館が行うイベントでして、このほかまちなか広場では、商工政策課の主催で、4月28日から5月6日までの期間、マルシェやステージイベントなどが行われると聞いております。以上で、報告第21号を終わります。

続きまして、報告第22号 旧図書館跡地利用についてご報告いたします。

資料のとおり、図書館跡地利用につきましては、既に平成28年12月の定例教育委員会第45号に付議し、これまでの経緯についてもご説明をしたところでございます。今回は参考のため、平成26年10月から平成28年12月までの経緯も会告しましたけれども、平成28年12月の中で、図書館の管理を総務課に移管する方針で、土地利用調整会議に付議することが決定いたしました。その3ヶ月後に行われました土地利用調整会議では、教育財産から用途変更を行うことはせず、当面の間、教育委員会が所管し、一部を市の公文書の保管庫として利用することが決まりました。

そこで、公文書を所管する総務部総務課が旧図書館の電気代や機械整備など、必要な予算を措置するために予算要求を行いまして、3月に市議会で予算が承認されたものでございます。旧図書館の利用状況は、お手元の平面図のとおりでございまして、網掛け部分を総務課が文書保管庫や差押え物件の保管庫として利用することになっており、その他、下線を引いた部分につきましては、生涯学習課、文化財課が利用することとしております。以上で、報告第22号 旧図書館跡地利用について報告を終わります。

最後に、報告第27号 新図書館の職員体制についてご説明申し上げます。

新図書館は、平成30年4月1日より指定管理となりました。平成29年度までは、職員6名、委託者25名の31名体制でございましたけれども、新図書館が原則年中無休、午前9時から午後9時の開館となりまして、58名体制となります。このうち、図書館運営の職員44名のうち、23名は司書資格者でございまして、その他のセクション、総務や提案業務を担います14名についてもそのうち3名は司書資格者と聞いております。

新図書館長及び副館長については、次のとおりでございます。

まず、館長は、井上康志氏でございます。元宮崎県庁職員で、宮崎県景観まちづくりアドバイザーなどの経歴をお持ちで、また、技術士としても総合技術管理部門や建設の資格をお持ちの方でございます。また、NPO法人GSDデザイン会議の正会員だと聞いております。県職員としては、日向市とか、油津、都城においては、西都城駅前通りなどのプロジェクトに携わり、活躍されたと聞いております。新図書館では、新たに地域で集めた資料等を編集し、発信する機能を強化すると聞いておりますけれども、青少年の育成を図るためのプロジェクトも展開されると聞いておりまして、これまでの経験から、プロジェクトの推進や建物の維持管理に貢献いただけるものと考えております。

次に、副館長は前田小藻氏。東京都生まれの方で、これまで、東京都内にある多くの図書館などで勤務経験をお持ちで、平成18年度からは管理などの業務の責任者、平成25年度からは副館長も経験されております。また、平成29年5月からは都城市立図書館で新図書館開館準備に従事されておりまして、これまでの様々な図書館の長所、短所を熟知されておりまして、収集のリスクに対し最善の対策を提示いただけると考えております。また、新図書館の指定管理者となるMAL運営共同事業者の森田代表からも熱い信頼を寄せていただいていると聞いております。

教育委員の皆様には、4月12日、14時から、新図書館内覧会を計画しておりまして、井上・前田両氏が説明しますので、ぜひ、ご質問をいただければと思っております。

なお、運営体制としましては、添付資料のとおりでございます。

以上で、報告事項について、説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしく申し上げます。

○児玉教育長

ありがとうございました。報告第16号から第18号、そして、第21号、第22号、さらに第27号のご説明がありました。質問やご意見等ありましたら、よろしく申し上げます。

○岡村委員

すみません、3件ほど質問をさせていただきます。

報告第21号の中の、記念式典が終わりまして、基調講演、パネルディスカッションとありますけれども、パネラーについてはもう決まっていっちゃるのではないかと思うのですけれども、教えていただければと思います。

それから、第22号の図書館跡地利用についてなのですが、平成29年3月に土地利用調整会議で文書管理保管場所として文化財課と一緒に使うとなっておりますが、もう協議されたかもしれませんけれども、建築基準法不適合な施設を使うことについて、どう考えていけばいいのか、危険性はないのかということをお尋ねいたします。

3点目は、第27号の新図書館の職員体制というところで、指定管理制度となるということなのですが、今、各学校に読書活動推進のコーディネーターが配置されておりまして、都城市の図書館と連携しながら国語の授業の時に使う本とかの紹介も一緒に図書館から大量に借りてきて、学校で紹介するような活動をしているのですけれども、この学校との連携はどうなるのか。この3点を教えてください。よろしく申し上げます。

○児玉教育長

新宮課長、3点よろしかったでしょうか。

まず1点目は、パネリストの紹介をお願いしますということです。

○生涯学習課課長

パネリストについては決まっていると思うのですが、手元に資料がございませんので、後でご報告、よろしいでしょうか。申し訳ありません。

○児玉教育長

よろしく申し上げます。

続きまして、22号の図書館跡地利用についてお願いします。

○生涯学習課課長

これにつきましては、確かにこれまでも議論をいただいている思っております。今後は、方針としては、総務課ともこの部分については協議をしていかないといけないと思っておりますので、まだ決定はありましたけれども、実際、文書等がまだ移管されているわけではございませんので、今後、そういったことも含めて、総務課とも協議をしていきたいと考えておりまして、実際、この問題がどんな形で解決できるか、また、市長部局とも話をしていけないといけないと思っておりますけれども、私のほうから具体的にそれを止めるということもできませんので、予算の執行をいつ頃からになるのか、どうするのかといったことを総務部とも話をしていきたいと考えております。

○児玉教育長

ということは、これまでの経緯もご報告しますという形で、これからのことはまた今後ということですか。わかりました。

それでは最後のご説明をお願いします。

○生涯学習課課長

最後は、報告第27号の中で出てきた学校との連携ということですので、運営体制図を見ていただきたいのですけれども、今回の新図書館につきましては、そのような運営体制図となっております。この中に、様々

なグループ分けをいただきまして、今の教育委員会の制度等も合わせた連携した形で事業する形で、こういう体制をと組んでいただいているものと思っておりますので、こういった組織の中で、今、委員のほうからお話がありました内容についても、確認させていただいて、また、ご報告をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○児玉教育長

図書館サポーターが大量に本を貸し出していただきたいという願いもあったみたいですので、またよろしく願いいたします。

ほかにはございませんでしょうか。

○中原委員

早々に大量の議案ありがとうございます。

第17号の子どもフェスティバルについてでございます。先ほどによると各高校生の話もあったのですが、昨年度からの申し送り等々で、ボランティアの学生さんの数というのは足りているのか、十分に回っているのかどうかというのは、引き継ぎでどのようにありましたかというのが1点です。

○生涯学習課課長

ボランティアにつきましては、今、ご支援をいただいている中でジュニアリーダークラブほか大人実行委員ということでお話をさせていただきました。足りているかと言うと、やはり、なかなか足りていないのかなと思っております。実行委員会をする中で、前回の反省も踏まえまして、あとどれぐらい必要なのか、そういったものも確認をさせていただきたいと思っておりますし、準備を進める中で、また、新たな人気のコーナー作りとかそういったものがあれば、当然、昨年度より増やさないといけないと思っておりますので、そういった内容も踏まえまして、最終的にどれぐらい必要なのかも策定しながら、ボランティアの数を把握し、数不足のないように対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○中原委員

参考までになのですが、先般行われましたボランティアフェスティバル、霧の蔵であった中でも、中学生が非常に活発的にボランティア活動を行っておいりましたので、これは中学生になるのですが、そこも検討材料に入れていただければと思っております。

もう1点が、私学のほうにも入るのですけれども、ドミニコ学園であったりとか、ボランティア部というのが結構盛んに行われているところがあるのです。確か、都城西高などもあったかと思うのです。ちょっと不確かですが、そういった高校生などの部活動としてボランティアを主体としたものがせっかくございますので、そこもまた調べていただいて、日程があえばお声かけなどをすると人員確保になるかなと思っておりますので、アドバイスとしてご報告申し上げます。

○児玉教育長

ありがとうございました。

ほかにはございませんでしょうか。

○赤松委員

報告第16号についてお尋ねします。市内8ヶ所、9教室あるということで、そこにコーディネーターや活動推進委員や教育活動サポーターを配置されてということなのですが、それぞれの8ヶ所、9教室に結局何名ずついて、子どもたちのお世話をしておられることになるのですか。

○生涯学習課課長

姫城地区は1ヶ所ということですので、コーディネーター1名、サポーター3名ということになります。祝吉地区も1つの教室ですので、同じくコーディネーター1名、サポーター5名ということになるかと思っております。妻ヶ丘地区が2教室ということですので、これは上長飯小学校で2教室と聞いております。コーデ

ィネーターはお一人なのですが、サポーターは5名ということで聞いております。それから、高崎が縄瀬に1教室ございます。これにつきましては、サポーターで4名ということになるかと思えます。西岳が、西岳、吉之元、夏尾ということで、西岳地区で3教室になります。

大変申し訳ございませんけれども、3地区のそれぞれの構成については、確認をしておりますけれども、教室活動推進員がすべて西岳ということで委嘱が書いてありますので、この中で分けて、答えをいただけるものと思っております。今年度から新たに一つ増えまして、沖水ということになっておりまして、沖水地区公民館に開設されるのですけれども、コーディネーター1名、サポーター3名という体制になるかと思えます。

以上でございます。

○赤松委員

子どもたちが放課後そこに立ち寄って、保護者が帰ってくるまで子どもたちに対応するというのは、担当される方々にご苦労してくださっているのだと思います。利用者等は、今、お手元にある資料で、地区によって子どもたちがどのくらい利用しているのかわかりますか。

○生涯学習課課長

利用者は大変申し訳ないのですけれども、手元がないので、またお渡しします。

○赤松委員

それだけ活用している子どもたちがいますので、また次回に教えてください。理解が深まりますので。

○児玉教育長

ありがとうございました。

ほかにごございませんでしょうか。

○濱田委員

報告第18号です。都城市社会教育指導員の方たち8名おられるのですけれども、この方たちの仕事の内容はここに書かれているようなことなのでしょうけれども、通常、どういう形で待機されておられて、用事があると参加されるのか。それとも、どこかで定期的に出勤するとかの勤務形態を教えてください。

○生涯学習課課長

生涯学習課に4名ということで配置させていただいているところなのですけれども、この4名の方については、月96時間ということでお願いをしております。週に24時間程度ですね。4名の方で調整をいただきながら、お休みになる日を決めていただいて、基本1日は3名の方にご出勤していただくような形で体制を組んでおりまして、基本的には、社会教育ということで、ジュニアリーダーとか、総合支所においては高齢者学級とかをそれぞれ担っていただいているところでございまして、様々な社会教育の団体をこの4名で割り振っていただいて、毎月どういった活動をするかの報告と翌月に向けての計画を立てていただいて、対応をいただいております。

○濱田委員

活動のその拠点みたいなものがあるわけではないのですよね。毎日そこに誰かが来るとか、拠点が、例えば教育委員会に机があるとか。

○生涯学習課課長

社会教育指導員につきましては、生涯学習課内に席がございますし、地域振興課にもそれぞれ席を設けていただいて、ご対応いただいているということになっております。

もう一つの2番の育成指導員も同様でございまして、生涯学習課内に席を設けていて、定期的にお来しいただいて、ご指導をいただいております。

○濱田委員

ここで仕事をされるということですか。

○生涯学習課課長

そうです。

○濱田委員

何か行事ごと出向かれるということではなくて、ここが仕事場ということですね。

○生涯学習課課長

はい。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

○赤松委員

先ほど、4月12日に教育委員に何かご案内をするようなお話があったのですが、12日の何時とおっしゃいましたか。

○生涯学習課課長

14時です。

○児玉教育長

都合がつかれる方はぜひ、内覧をしていただきたいと思います。

それでは、図書館のほうからまた、ご連絡がありますので、質問についてはよろしいでしょうか。

○生涯学習課副主幹

まず、先ほどお話のあった図書館サポーター経営に関しては、組織表があったかと思うのですが、そちらにBM（くれよん号）という、くれよん号チームがあります。そちらのほうで団体貸し出しをして、図書館サポーターはもとより、色々な児童館ですとか、幼稚園、保育園とか、そういったところには、BMチームのほうで今までも対応させていただいております、今後もその予定であります。

それと、28日、土曜日のパネルディスカッションのほうなのですが、こちらのほうが、企画を商工政策課のほうで全体のオープニングイベントは計画、また実施する予定です。パネルディスカッションの登壇者なのですが、まず、モデレーターといって司会的な役割をされる方が、3年前に図書館のアドバイザー会議というのがありまして、中核施設全体をどう作っていくかというそういう委員会がありました。その委員長を務めていただいております小場瀬先生という、練馬のまちづくり会社とか、武蔵野プレイスとか、そういうところを管理されていたりされる筑波大学の名誉教授の小場瀬先生がモデレーターを務めます。パネリストとして、池田市長、今回の指定管理者のマナビノタネの森田さん、図書館内の内装の監修をしていただきました会田さんという方、それと、図書館内のサインとか、デザイン全般を担当していただきました井口さんという方、それと、図書館のカフェを色々計画されている山梨でカフェを4件ほど運営されている大木さんという方です。それと最後に、九州パンケーキとか、一平寿司を宮崎市のほうで展開されている村岡さん、こちらのほうが図書館の2階に未来創造ステーションというコアキングスペースがあるのですが、そちらのほうと村岡さんのほうが連携協定を結んでおりますので、その関係からこの方々によるパネルディスカッションが行われます。テーマが、仮題なのですが、「新図書館の未来像」というテーマで実施予定ということで、商工政策課のほうから聞いております。

以上です。

○児玉教育長

もう1点あったのですが、不適合の旧図書館について、そこに出入りをするということについては、どういうふうな考え方に基づいているのかということです。

○生涯学習課副主幹

基本的に、鍵の管理とか、あそこが機械警備を今までもしております、今後も総務課のほうで警備会社と契約をしまして、警備を行う予定です。鍵の管理及び警備を解除するカードの管理というのは、総務課が持って、管理する予定です。

今後、若干工事を行いまして、書棚を設置するのですが、その工事が終わり次第、山田とか、五十市にあ

る文書庫のほうからそれぞれ文書を移動させまして、必要に応じて担当課が必要な文書を取りに行くということで、総務課のほうに行きまして、鍵、カードを借りて、中に入館するというで聞いております。

○栗山教育部長

今年の3月まで総務課にありましたので、今、話題に出ております文書の書庫として利活用していくということのお話が出ていますわけですが、基本、旧図書館には人が常駐いたしません。ですので、話がありましたように、事務所は置かない、保存になった文書を保存箱に入れまして、その保存箱を旧図書館の中に戸棚を作りまして、保存をしていくと。必要に応じて、例えば、情報公開の請求が出た時に、書類をそこから引っ張り出すとか、そういう時に旧図書館に出向いて行って、書類を探しに行くというような体系になると思います。

今のところそういった形で、旧図書館の1階、これまでありました玄関から入りまして右側のいっばい本が並んでいたコーナーなのでありますが、そこを本年度、平成30年度、年が明けて来年1月ぐらいから、順次、各課が運び入れるような計画で、今、進んでおります。

○濱田委員

今のお話は、耐震性は不十分だけれども、ちょっと入ったり出たりということだから大丈夫でしょうという観点ですか。

○栗山教育部長

先ほどの土地利用調整会議とか、色々な会議の中で、お金をかけずに何か利活用できないかというところもありまして、今現在は主としての利用目的というのは書庫なのでありますが、書庫ということで、これまでの図書館の利用目的を変えるということになりますと、建築基準法上、改築、耐震の工事をしないといけないことがあるものですから、色々調整会議の中でも話が出まして、図書館の機能を一部残すような形で旧図書館を新図書館の附帯施設ということでしていくことで決まったと聞いております。

○濱田委員

あまり、長居はしないのでいいということですか。

○岡村委員

当分の間ということですね。

○栗山教育部長

当然、箱ものですので、耐用年数とかの限界もあると思いますので、ずっと書庫として使うことは当然無理だと思いますので、どこかでまた新たな書庫を、どこかで新しくつくっていくのかなと。

○岡村委員

先ほどの図書館サポーターの団体の人たちは、くれよん号チームが担うということで、くれよん号が継続して運営されることがありがたいなと思っています。くれよん号に積んである本はとても新しい本で、興味のある子どもたちもですし、保護者の方も興味がある、手に取りたいという本が沢山あるのです。その本を図書館の中からも借り出せるのでしょうか。今までは借りれなかったのです。くれよん号に積んでいる本はくれよん号だけという形だったので、そういった面も検討していただければありがたいと思いますが、本当、くれよん号が動くということで嬉しく思っております。ありがとうございます。

○児玉教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第16～第18号、第21号、第22号、第27号を承認いたします。

#### 【報告第1号】

○児玉教育長

続きまして、報告第1号でございます。教育部長からご説明をいただきます。お願いいたします。

○栗山教育部長

報告第1号 臨時代理した事務の報告及び承認につきまして、内容は、定期人事異動についての報告でございます。

ご案内のように、4月2日、今週の月曜日に辞令の交付が行われたところでございます。A4の横書きのものを手元にお出しいただきたいと思っておりますけれども、これが平成30年度教育委員会人事異動の状況を一覧にしたものでございます。表の左側から、各課の職員定数、転入者の数、転出者の数の状況を一覧にまとめたものでございます。

まず、転入につきまして、ご説明申し上げたいと思っております。

全体で転入の異動をご覧いただきたいと思っておりますけれども、全体で24名が異動してまいりました。そして、新規採用という欄が隣の隣にあります、新たに市の職員として採用され、教育委員会に配属された者が6名おります。合わせまして30名の職員が今回転入をしてまいりました。このうち、5名が教育委員会の中の異動、前も転入後も教育委員会の者が5名おります。したがって、新しく教育委員会に転入をした方は25名となっております。

それから、転出につきまして、右側の欄をご覧いただきたいと思うのですが、教育委員会から転出をしていった者、異動の欄の合計とそれから退職をされた方が8名、合わせまして35名の方が転出をされたこととなります。このうち、先ほど申し上げましたように5名の方が同じく委員会内での異動となりますので、教育委員会から他の部局に転出をしていった方々は30名ということになります。これを職員の定数の状況と比較してみますと、左側の欄の2列目に職員の定数の状況がありますけれども、平成29年から平成30年にかけて定数が6名減となっております。ただし、昨年度、文化財課の職員の補充1名がございまして、その分の新規採用職員が今回文化財課のところをご覧いただきますと、新採用1と書いてありますけれども、この1名が補充されたことによりまして、実質5名減ということになったところでございます。

次に、もう1枚のA3の横書きの部分をご覧いただきたいと思っております。

これが平成30年度の教育委員会の人事異動のあった方々の名簿の一覧でございます。表の左側半分が転入者でございまして、右半分が転出者でございまして、

まず、上から順に説明してまいりますけれども、教育部長に私が異動になっております。それから、教育総務課でございますけれども、副課長に秘書広報課から岡田副課長が入っています。それから、学校教育課でございますけれども、前村賢一課長が飢肥小学校からの異動となります。1段飛ばしまして、生涯学習課でございますけれども、先ほど説明していただきました新宮課長がみやこんじょPR課長から異動で来られております。学校給食課になりますけれども、高城学校給食センターからの異動として、岩崎弥太郎課長がお出でになっております。それから、山之口、高城、高崎の各学校給食センターの所長が変わりまして、それぞれ田中利雄所長、中村光一所長、山崎和浩所長ということで異動になっております。その下の図書館の欄、ここについては斜線が引いておりますけれども、先ほど説明がありましたように、今年度から図書館が指定管理者制度を導入いたしますので、組織が廃止ということになりました。その関係で、これまでおりました職員はすべて異動しているところでございます。都城島津邸につきましては、美術館の副館長でありました矢部喜多夫館長となっております。

以上が、簡単ではございましたけれども、今年度の人事異動の内容についてのご説明とさせていただきます。

○児玉教育長

ありがとうございました。

報告第1号につきまして、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひします。

それではありがとうございました。

報告第1号について承認をいたします。

【報告第2号、第3号、第28号、議案第1号】

○児玉教育長

それでは、報告第2号から第3号、追加報告第28号、議案第1号につきまして、教育総務課からお願いしたいと思います。

○教育総務課長

それでは、報告第2号 専決処分しました事務、平成29年度都城市教育委員会名義後援、共催についてご説明いたします。

1枚開けてください。

名義後援につきましては、平成30年2月16日から3月26日までに総計10件を承認しております。内訳につきましては、学校教育関係が1件、スポーツ関係が4件、その他、教育総務課で受け付けた分が5件となっております。

1枚めくってください。裏面を見てください。

こちらが共催の4件でございますけれども、こちらも名義後援同様2月16日から3月26日までの期間の承認件数でございます。内訳につきましては、すべて学校教育関係となっております。昨年の3月に名義後援の申請があったもののうち、こちらのほうに一緒にまとめていないものが2件ございます。そちらにつきましては、昨年度からの検討事項でありました名義後援の判断基準に基づいて判断したいと考えておりますので、そちらは議案のほうでまた担当のほうで説明します。

続きまして、報告第3号を説明いたします。

平成30年3月31日執行の補助金交付要項の制定についてご説明申し上げます。

平成30年3月31日で執行しました教育委員会において所掌します下記の要項について、その執行後も補助事業を継続するため、再度、有効期限を3年とし、改めて制定するものでございます。費用の1番と6番が学校教育課の要項となっております。2番がスポーツ振興課、3番と4番が生涯学習課、5番が教育総務課となっております。

続きまして、報告第28号 こちらが教育長職務代理者の指定についてご説明いたします。

2月22日から本市は、新教育基本法に基づき、新教育委員会の制度に移行しました。そのことに伴いまして、4月1日から教育長と教育委員長を一本化した新教育長を設置することとなった次第でございます。今回、その新教育長の職務代理者を教育長が赤松委員を指名したところの報告でございます。指名する期間は、教育長の任命期間でございます平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間となっております。以上でございます。

続きまして、議案第1号をお開きください。

都城市教育委員会名義後援共催について、別紙のとおり、教育総務課のほうで基準案を定めたものでございますので、担当の大塔がご説明いたします。よろしく申し上げます。

○教育総務課主事

都城市教育委員会名義後援共催規則についてご説明いたします。まず、名義後援の概要について簡単に説明します。

名義後援とは、市または市の機関以外のものが主催する行事に対し、都城市教育委員会の名称を用いることによって後援をすることをいいます。規則がございますので、添付資料をご覧ください。

スポーツ関係はスポーツ振興課、教育関係は学校教育課ということに、行事内容と関係のある課を窓口としています。

近年の状況につきましては、まず、承認となる行事内容につきましては、講演会や講習、研修、都城市内の文化祭や地区の運動会、観劇上映会などがあり、実績としては、平成29年度が147件、平成28年度が153件、平成27年度が170件となっております。また、未承認の行事内容につきましては、営利目的のものなどがあり、数としては、教育総務課申請受付分で、平成29年度が3件、平成28年度が2件、平成27年度が2件となっております。



次に、事務手続きの現状についてですが、昨年平成29年度に不承認とした団体のうち、1団体より、承認または不承認の判断基準の提示を求められました。県内のほかの自治体においては、ほぼ承認の事例はなく、都城市教育委員会の承認基準は他自治体と比べて厳しいというのが現状です。

そこで、今後の申請方式につきましては、各課において、主催者情報と行事の趣旨、目的を十分確認した上で受け付けをし、都城市教育委員会の名義後援に関する規則に基づいて審査していくこととします。

添付資料の都城市教育委員会名義後援の判断基準の規則を絵でわかりやすく記載しておりますので、ご覧ください。

1の名義後援の対象とならないものについて(1)から(8)まで記載してあるのですが、これは規則をそのまま記載したものになります。その中で、黒丸が幾つかあるのですが、それぞれの項目をより具体的にしたものになっております。

うちの名義後援の対象とならないもの(1)市または教育委員会の行政の方針、教育目標ともに合致しないもの。(2)営利目的であるもの。具体的には総収入から事業の実施に必要な諸経費を差し引いた余剰金が相当額あるもの、または、団体等へ勧誘が明らかなもの。ただし、入場料等が事業の目的、内容等から判断して、適正な額であると認められるものを除きます。(3)金品の寄附、援助を事業への参加を強要するもの。また、これらを強要していると参加者に誤解を与えるおそれがあるもの。(4)特定の思想、もしくは宣伝を目的とするもの。具体的に世論を二分するような議論の一方を強調する活動。(5)特定の地域、団体等、一部のものを対象とするもの。これは、対象者が極めて限定的なものになります。(6)行事等の実施にあたり、運営上の問題があるもの。これは、騒音、公衆衛生、災害防止等の対策が講じられていないものを差します。(7)教育委員会に経費の負担を求めるもの。(8)上記のほか名義後援をすることが適当でないと認められるものとしております。

次に、名義後援の対象となる主催者ですが、規則の第2条にあたるのですが、(1)の規則の規定によるものの①から⑦は、規則に書かれているとおりです。また、この7つ以外につきましても、公益性があり、教育、文化等の発展に極めて有意義であると認められるものを主催するものについては、名義後援の対象となると考えます。

以上が判断基準になります。今後はこれに基づいて判断していきたいと考えます。

○児玉教育長

それでは、報告第2号から第3号、追加報告第28号、そして、議案第1号につきまして、ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

○岡村委員

報告第3号の補助金交付要綱の制定についてなのですが、前までは把握していなくて補助金をいただくことが多かったのですが、執行後も補助事業を継続するため、改めて制定されていくとありますけれども、ここで全部なくなるわけではなくて、新たに制定していただけることなのでしょうか。そのことを教えてください。

○教育総務課長

今回の改正は、告示を要綱にまず直しました。それは、総務課のほうから指示があったのですが、それ以外に、最終的には附則のほうで、3年と改めて期間をまた3年間延ばしただけですので、改めて制定するわけではございません。改正部分です。

○児玉教育長

なぜそのようなことをするのかというのがご理解できていないと思うのですが、そのところを説明していただけますか。

○教育総務課長

地方自治法第232条の2の規定により、地方公共団体では、法律上必要がある場合には、基金及び補助金を交付することができること謳っております。本市もそれに基づいて、各委員会に補助金の規定を設定して

いるのですけれども、今、全国の自治体でその補助金が適正に管理されて執行されているかという住民訴訟が多ございます。ですので、3年間をめどとして、これを3セット方式と言うのですけれども、3年間をめどとして、見直していこうと。今後も3年ごとに要綱の中身を見直していきながら、事務所掌に対応していきたいということで、要綱の改正をしたものでございます。

○児玉教育長

ほかにはございませんでしょうか。

○濱田委員

議案第1号ですが、名義後援の判断基準が他市と比べて厳しいという意見があるという話がここに書いてあるのですが、内容的にはかなり当然というか、責任ある機関における基準だという気がします。ただ、審査する場合、許可するかどうかの流れは、最終的には教育長がされるので、窓口だけで許可したりしないで、最終的なところまで判断のチェックを経ていけば、問題ないと思えました。いいのではないかと。厳しすぎるとは思えないのですが。

○教育総務課長

我々もこの要綱が先にできておまして、各自治体はインターネット上で調べていきましたら、ほぼ同じ内容です。文部科学省は、名義後援の基準を出しているのですけれども、若干違うのですけれども、この(4)なり、営利目的はほぼ同じものなので、規則自体はこのままでよろしいのですけれども、若干表現が抽象的だったり、曖昧な部分がありまして、例えば、名義後援のある中でも、余剰金が相当額あるもの、大体相当額とはどこを基準にするのか、後は、適正な額とは一体幾から幾らぐらいの額に設定すればいいのか、世論を二分するような議論とは一体どういうものなのかということまでがちがちに固めていくと、非常に、教育委員会としても受けづらくなるので、幅広く、書かれてあるものはそのままにして、受け取り側を幅広く持たせておいて、できるだけ救済しないと考えております。最終的には、担当課でどうしても判断がつきにくいものは、教育長にして、こちらの定例教育員会には上げてまいりたいと考えておりますので、判断基準はホームページに公表していきながら、対応していきたいと考えております。

○濱田委員

相当額とか適正な額とかそういうものが確かに曖昧に見えるけれども、かえってそこを掲げてしまうとやりにくくなると思います。救えるものも救えなくなるので。

○児玉教育長

過去に、入場料とか、資料代とか、金銭をとるものについて却下したことがございまして、それについては都城市は厳しかったということです。

○赤松委員

不承認と書いてありますけれども、その中身がそのようなものですか。

○児玉教育長

具体的な中身について、何なのか教えていただければありがたいです。

○教育総務課主事

昨年ありましたもので、「日本と再生」という映画の上映会がありました。これは、反原発のドキュメンタリー映画だったのですけれども、中立的な立場の教育委員会としては、なじまないのではないかとということで、不承認となりました。

○児玉教育長

それは、(4)に照らし合わせてのことですね。ほかには、

○教育総務課主事

平成27年度の例なのですけれども、個人の方の申請がありまして、「霧島日南海岸の美にせまる」という行事名なのですけれども、空港で写真の展示をするというもので、これで会場で写真集の販売を予定していたので、それは営利を目的につながるということで、(2)を理由に不承認としております。

○児玉教育長

大体、そういうようなところですね。

○赤松委員

妥当な判断だと思います。

○児玉教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第2号から第3号、追加報告第28号、議案第1号につきまして、承認をいたしました。

**【報告第4号～第15号】**

○児玉教育長

それでは、報告第4号～第15号、学校教育課長にお願いいたします。

○学校教育課長

それでは、早速でございますが、報告第4号からご説明いたします。

平成30年度の都城市教育委員会指定研究学校についてでございますが、本年度は、研究指定校に川東小学校を指定したいと思っております。平成30年4月1日から平成32年3月31日の2年間となります。

指定理由といたしましては、実は、川東小学校が昨年度、小中一貫学力向上指定研究を受けていただいております。事業研究に熱心に取り組んでいただきました。先生方の意識が非常に高くなったこと、それから、子どもたちの学力がかなり上がってきたことがありまして、継続してお願いをしたところでございます。なお、平成31年度には、その成果を研究公開として発表していただくことになっております。なお、研究のビジョンでございますが、もう一つ別冊で付けておりますので、構想はその表をもってご覧ください。よろしくをお願いいたします。

それでは、報告第5号 臨時代理した事務の報告と承認についてでございます。

現在、学校教育課で所管しております都城市教育研究所所長に、昨年度末まで都城市立祝吉小学校校長でありました吉川勉氏を委嘱いたしました。なお、委嘱期間につきましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間となっております。

続きまして、報告第6号 臨時代理した事務の報告と承認についてでございます。

学校事務の効率化等を目的に、都城市立小中学校事務処理の効率化に関する共同実施組織運営要項に基づいて、共同実施主任並びにサブリーダーに対して発令を行うものでございます。

なお、共同実施主任につきましては、市内の共同実施組織5地区ありますが、南部、東部、中部、西部、北部の中心校に配置して、各地区の中学校区ごとにサブリーダーを配置しております。また、運営につきましては、各地区の実施主任を中心に、サブリーダーが共同実施主任を補佐して、さらに教育委員会事務局と連携して行ってまいります。

続きまして、報告第7号 臨時代理した事務の報告及び承認についてでございます。

都城市小中学校共同実施支援室の指定につきましては、都城市小中学校共同実施事務支援室運営要項に基づいて、昨年度に引き続き都城市立姫城中学校に置くこととしました。

続きまして、報告第8号 臨時代理した事務の報告及び承認についてでございます。

本年度都城市小中学校共同実施支援室長並びに副室長につきましては、都城市立小中学校共同実施事務支援室運営要項に基づいて、共同実施支援室室長に姫城中学校の加藤道信事務主幹、共同実施支援室副室長に高城小学校中野恵美事務主幹を任命いたしました。

続きまして、報告第9号 臨時代理した事務の報告及び承認についてでございます。

平成30年度の事務主任につきまして、都城市立学校管理運営規則に基づいて、別紙のとおり、一覧でございますが、発令をいたしたところでございます。

続きまして、報告第10号 臨時代理した事務の報告及び承認についてでございます。

学校教育課が所管いたします都城市教育相談業務に従事する教育相談員につきまして、別紙の7名の相談員を任命いたしました。

なお、昨年度相談員を務めていただきました谷口相談員と千代森相談員の後任といたしまして、笠牟田相談員と池田相談員を任命したところでございます。また、都城市教育相談室は、八幡町の旧法務局跡にございますが、都城市青少年育成センターと併設となっておりますので、村橋相談員につきましては、青少年育成センター所長も任命となっております。

続きまして、報告第11号 臨時代理した事務の報告及び承認についてでございます。

では説明いたしますが、本年度から新たに都城市教育委員会顧問を配置いたしました。その職に、昨年度まで本教育長を務められました黒木哲徳氏を任命いたしましたところでございます。なお、黒木氏の任命期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間となっております。

続きまして、報告第12号 臨時代理した事務の報告及び承認についてでございます。

本年度小規模特任校制度を利用した入学、転入学の児童・生徒について、許可内容及び許可期間は別紙のとおりでございます。なお、本市の小規模特任校は、夏尾小学校と夏尾中学校と笛水小中学校となっております。

続きまして、報告第13号 平成30年度都城市小中一貫学力向上指定研究事業要項の制定についてでございます。

本事業の実施校につきましては、平成29年度から市内の中学校区をもとに、5グループに分けて実施しております。①は1中1小グループ、②が1中2小グループ、これは大規模の学校でございます。③が1中2小のグループで、これは中規模校の学校でございます。④がその他の学校あるいは小規模校としております。なお、平成30年度は昨年度の取り組みをできるだけ早期に継続する意味で、②の大規模校の1中2小のところを2校設けるということにいたしましたところでございます。それで、②のところは1校ふえていると思います。

続きまして、報告第14号 平成30年度中学校教員支援事業実施要項の制定についてでございます。

本事業は、教員が生徒と個別に対応する時間を確保することにより、学力向上を図るため、中学校に簡易な校務作業を南九州大学の教員を志す学生を中心に、学級数が12学級以上の中学校に1名を配置するものでございます。本年度の配置予定でございますが、8名を5校に配置予定しております。5校は、五十市中、祝吉中、妻ヶ丘中、沖水中、西中でございます。

最後に続きまして、報告第15号 臨時代理した事務の報告及び承認についてでございます。

平成30年度及び平成31年度の学校医等の委嘱の変更についてでございます。これにつきましては、都城市北諸県郡医師会及び都城市北諸県郡薬剤師会から変更の連絡がありましたので、そのことによるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○児玉教育長

ありがとうございました。

報告をしていただきましたが、報告第4号から15号につきまして、ご質問やご検討ありましたら、よろしくお願いいたします。

○濱田委員

報告第12号の臨時代理した事務の報告及び承認のところに、特任校制度を利用した入学、転入学、これを利用して入られるということですが、この理由がありますか。

○学校教育課長

学校のほうからそういう手続きにつきましては、校長の所見、理由を上げていただくわけですが、それによりますと、ご覧のとおり、例えば、1番でいきますと高城中学校、4番は五十市中学校とか、大王小学校

とか、結構、中規模から大規模校の学校でございます。その中で、お子さんが人数が多いので、なかなか人間関係とか、コミュニケーションであるとか、そういったことで悩みがあったりされるお子さんが、こういう小規模校に行くと落ち着いてといいますか、元気に登校できるということがありまして、それであれば、元気に子どもが登校したほうがいいですということが特任校の良さであると考えております。

○濱田委員

通学はどうされるのですか。

○学校教育課長

通学は、責任をもって保護者のほうが送り迎えをするということも許可をとっております。

○濱田委員

小規模校だけではないと思うのですが、それはいい支援方法だと思います。昨年、訪問しました夏尾小学校はとてもいい感じがしました。これ以外にも、小規模校でいい雰囲気の学校があると思うのですが、ここに集中するということは何か理由があるのですか。

○学校教育課長

夏尾小と夏尾中のほうですね。

○児玉教育長

特任校自体、笛水小中学校も特任校なので。

○学校教育課長

そこに集中する理由につきまして、把握しておりません。

○児玉教育長

集中する理由は、土地柄というか、非常に交通的に便利です。夏尾小中学校は大きな道が横にありますので、どうしても笛水については、奥のほうに入っていくとけないので、一番遠い学校ですので、やはりなかなか送り迎えが大変だという理由があります。

○岡村委員

中学校教員業務支援事業、報告第14号についてお伺いしたいのですが、非常にありがたい事業だと思っております。南九大の教員志望の学生さんを主という形で言われたのですが、平成30年度は今から決定なのですか。

○学校教育課長

平成30年度は、昨年度のうちに決まっていると思います。4月11日からの委嘱になりますので。

○岡村委員

希望者はどのくらい支援員に希望があったのか。支援員を選ぶ時の基準は、こちらのほうも対応に困るような時に指導をしていただけるみたいですが、どのようにして仕事を割り振ったらいのかとか考える時もありかなと思いますので、選定する場合の基準が、応募がどのくらいあったのか教えてください。

○学校教育課長

希望人数とか、人柄、基準につきましては、把握しておりませんが、職員に聞いたのでは、これまでずっと継続してやっていますので、それなりに大学のほうが意識が高まって、希望する大学生の方も多いいことは聞いております。

○児玉教育長

大学生でも大変優秀な方を大学が選定していただいて、連れてきてもらっています。本当に学校側は非常に助かっていますということです。人間的にも、そして、守秘義務もひっかかることがありますので、子ども達の採点をしたりしますので、優秀な学生の中から大学が選んでいただく、非常にいい制度だということです。

○岡村委員

ありがとうございます。

## ○赤松委員

報告第13号の小中一貫学力向上指定研究事業ですが、昨年度から始まって、今年の資料を見せていただくと、2のところが何で2つあるのだろうかと思っていましたが、先ほど課長が的確にご説明をいただいて、よく理解できました。

小中一貫で学力を向上させていくという大きなねらいを直接授業に取り組む先生方の意識をどう向けて高めていくか、そこが一番の課題だと思っております。そのことを考えた時に、昨年1年間取り組まれて、昨日、教育長のプレゼンの中にございましたが、小学校の先生と中学校の先生が顔を寄せ合って、指導のあり方について協議をする画像を見せてもらいました。ああいうことが自然に生まれてくることによって、先生方に私たちもしっかり頑張ろうねという意識が高まっていく。そのように先生方の意識が高まっていくことが、学校全体の雰囲気や学力向上へ向けての取り組みを変えていくエネルギーのもとになってくると考えています。従って、こういう取り組みを今後もぜひ続けていただきたいのです。しかし、平成29年度単年度であるということが、若干気になっています。たとえば、平成29年度お取り組みになった学校は、今年は終わったからもういいだろうとならないようにするための工夫はどうかかなと思ってお尋ねしたいと思えます。

## ○学校教育課長

中学校区にはコアティーチャーという優秀な学力向上の教員をあてております。その先生方には、研究が終わるからその年では終りではないよと、ずっと授業は、委員がおっしゃったように大事なことです、そこは継続して頑張ってくださいということで絶えないようにということは、意識をしっかりと高めているところでございます。

## ○赤松委員

スタートした年度のみならず、ずっと続いていくような予算措置、そういったものがそんなに多額のお金がかかるのではないだろうと思えますので、それなりのところを継続していけばありがたいなと思えます。また、多年度の指定ができないのかと思えますので、そのような方向で事業を進めていただければ学校が活性化することになるのだろうと思えます。

## ○学校教育課長

ありがとうございます。ほかに、県のほうが重点支援校訪問の指定という事業も行っておりまして、そちらのほうも都城市内、何校か受けておりまして、ほんとうに学力向上に向けた授業改善の取り組みは都城市内は意識が高いなど、私は説明を聞いて感じましたので、ぜひ、赤松委員がおっしゃられるように、意識が継続するように工夫して頑張りたいと思えます。

## ○児玉教育長

ほかにございませんでしょうか。

## ○赤松委員

もう1つ、都城市中学校教員業務支援事業、優秀な学生さんが来られるという話を耳にしたのですが、配置基準、学級数12学級以上の中学校となっているのですが、この配置基準を引き下げることを求めている校長先生も多いのではないかと思いますので、その点については、今後、何か見通しを持っておられるのですか。

## ○学校教育課長

今後、協議していきたいと思えます。

おっしゃるように、本当に校長先生方はどの校長先生方も希望されております。なので、あとは予算関係もございまして、そこらへんをうまく加味しながら、ぜひ広がるように頑張りたいと思えます。あとは、南九大の大学の人数にもよりますので、そのへんとの兼ね合いも見えいながら、過年度の様子を見て参考にしながら、見通しを持って取り組んでまいりたいと思えます。

ありがとうございます。

○児玉教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第4号～第15号を承認いたします。

ありがとうございました。

11 その他

○5月定例教育委員会日程について

日程 平成30年5月7日(月) 13:30から

会場 市役所南別館3階委員会室

以上で、4月の定例教育委員会を終了いたします。